



全老連第 30－19 号

平成 30 年 11 月 7 日

自由民主党

組織運動本部 厚生関係団体委員長 堀内 詔子 殿

政務調査会 厚生労働部会長 小泉進次郎 殿

全国老人保健施設連盟

委員長 馬場 肝 作



2019 年度予算・税制等に関する要望書

介護老人保健施設は、要介護高齢者の在宅復帰・在宅療養支援を行う施設として、地域において重要な役割を果たしております。

その一方で、介護人材の不足、控除対象外消費税の問題等、施設の円滑な運営を妨げる深刻な問題が、長年にわたり解決されないままであるのも事実です。

今後、介護老人保健施設が地域包括ケアシステムの要として、その機能を十分に発揮していくため、以下のとおり要望いたします。

I. 2019 年度予算に関する要望

1. 介護保険制度の持続・充実のための財源確保

介護保険制度の持続可能性のため、給付範囲の拡大や保険料徴収年齢の引下げ等の抜本的な制度改革により、介護保険制度の持続・充実のために確実な財源を確保することを要望いたします。

2. 介護人材の確保と処遇改善のための財源確保

(1) 介護人材確保と処遇改善のための新たな財源確保

介護人材の不足は慢性化し、将来に向けて危機的な状況にあります。国民の介護に対する不安解消のためにも介護人材確保が必須ですが、そのための諸施策については、介護報酬に影響を与えることなく、新たに別の財源を確保した上で、着実に実施することを要望いたします。

(2) 処遇改善の対象の拡大

「新しい経済政策パッケージ」には、処遇改善の対象範囲について柔軟な運用を認めると記載されておりますが、介護の現場は多職種協働であることを踏まえ、処遇改善の対象職種を拡大することを要望いたします。

(3) 事業者による評価

介護人材の評価には、有する資格や勤続年数の他にも様々な要素が考えられることから、処遇改善のための費用の分配については、従事者を直接評価する事業者に裁量を持たせることを要望いたします。

3. 介護老人保健施設の防災対策等のための財源確保

介護老人保健施設が提供するサービスと地域における防災拠点としての公益性・公共性に鑑み、施設の耐震化や発電機等の整備を推進するための財源の確保を要望いたします。

Ⅱ. 2019 年度税制改正に関する要望

消 費 税

1. 介護保険事業にかかる消費税の取扱いについて抜本改正

(理由)

平成元年4月1日より施行された消費税については、医療・介護の分野が「原則非課税」の規定により各事業者が支払った消費税についても、仕入控除がいまだに認められておらず、その結果、事業者が消費税の最終負担者となっており、医療分野、介護分野において控除対象外消費税等の問題が発生し、経営上の大きな負担が発生していると危惧されてきました。公益社団法人全国老人保健施設協会による介護老人保健施設における消費税負担額調査では、経営に圧迫をもたらすほどの負担の発生が認められました。

特に医療機器や施設建設代金に含まれる消費税の負担は、既に介護施設だけでなく医療機関においても経営的な圧迫要因となっており、更に現行の8%の消費税が10%に引き上げられた場合、適正な医療・介護の質の維持が困難になるばかりか、施設の維持、経営そのものに決定的な打撃を与えることは確実です。

適正な運営を維持するため、また利用者の本人負担が増加しないように、医療保険分野・介護保険分野に係る消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を強く要望いたします。

2. 建物等の改修投資促進のための特例措置の創設

(理由)

国土交通省では、耐震、省エネ、バリアフリー化による既存建築物の改修投資を促進し、既存建築物の性能の抜本的な向上を図ることを目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)、改正耐震改修促進法、増改築時のエネルギーの効率的利用のための措置(「省エネ措置」)の届出に基づく規制等を強化することとしています。また、新たに介護医療院が創設され、介護療養型老人保健施設から移行する際に改修等が必要となることも想定されます。

このような状況において、介護老人保健施設も、この規制強化に対応すべく、施設建物等の改修等を行わなければならないため、改修等に要する支出について、改修等を行った事業年度における即時償却又は7%の税額控除を認めていただくことを要望いたします。

3. 建物等の耐用年数の短縮並びに割増償却の復活

(理由)

平成24年度老人保健健康増進等事業「介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業」によると、医療法人の開設する介護老人保健施設の実在内部留保額は約13,690千円に過ぎず、また「平成28年介護老人保健施設の現状と地域特性等に関する調査」(公益社団法人全国老人保健施設協会実施)によると、医療法人の開設する介護老人保健施設の借入金は、約458,521千円であり、借入金に依存した経営となっております。

一方、平成10年度税制改正により、平成10年4月1日以後に取得する建物の償却方法が定額法に、更に平成28年度税制改正により建物附属設備及び構築物の償却方法も定額法になったことから、減価償却費が従前に比べ小さくなり、借入金返済能力が低下しています。

これを防止するために、現行の介護老人保健施設の用に供される建物等(鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造)の耐用年数を39年から30年に短縮すること、並びに、平成17年度において適用除外となった建物の割増償却制度についてはこれを復活し、建物については、割増償却率割合20%、適用期間10年以内とすることを要望いたします。

4. 退職給付引当金の税制上損金算入制度の復活

(理由)

要介護・要支援高齢者の生活の質を確保し、介護保険施設が安定した質の高いサービスを維持し続けるためには、なによりも施設で高齢者ケアに従事する職員の処遇を改善し、人材定着率の高い制度とすることが不可欠です。また、医療法改正により医療法人会計基準が適用される一定の医療法人には退職給付債務の計上が必要となりました。

職員の処遇改善により人材を確保し、長年にわたって介護現場に従事してきた職員の将来の退職金支出に備えるため、退職給付引当金の税制上損金算入制度の復活を要望いたします。

事業税

5. 食事に要する費用及び居住に要する費用にかかる事業税非課税の明確化

(理由)

介護保険制度見直しの一環として、平成 17 年 10 月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されました。この食費・居住費は、平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 249 号「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」によらない利用料、すなわち利用者が選定できない介護サービスであって、介護保険適用外となっても、その性格は、いわゆる「自費」とは明らかに性格を異にするものです。

介護保険制度施行前の平成 11 年度まで、食費が利用者の全額自己負担であった時期においても、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないよう、地方税法第 72 条の 23 第 3 項第 4 号「同法の規定により定める金額に相当する部分」の次に、括弧書きで（相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む）を追加し、事業税の計算の明確化を要望いたします。

固定資産税

6. 固定資産税の軽減措置の復活

(理由)

医療法人の開設する施設の家屋等の資産については、当初、申請によって、取得してから5年間、税額4分の1が軽減され、平成14年度から軽減率が4分の1から6分の1に、平成16年度からは、8分の1に変更され、平成18年度に軽減措置そのものが廃止されました。

しかしながら、医療法人の開設する介護老人保健施設においては、平成12年度からの介護保険制度の目的にそった質の高い施設サービスを提供しており、今後も地域ニーズに即した整備や更なる質の向上を推進するため、この軽減措置を復活するとともに上記軽減率を従来の4分の1とすることを要望いたします。

以上